

芦<sup>あし</sup>  
北<sup>きた</sup>  
町<sup>まち</sup>



(役 場)

一 概 況

芦北町は、平成一七年一月一日、田浦町と芦北町の対等合併により誕生した。人口は一九、三一六（平成二二年国勢調査、面積は約二三四平方キロメートルである。県南部葦北郡の大部分を占め、西は不知火海を臨む。東は球磨川を境とし球磨村に、北は八代市、南西は水俣市及び津奈木町に接している。

地勢的には、山林・丘陵地帯が多く、山岳地帯から球磨川、佐敷川、湯浦川、赤松川、田浦川などの河川が不知火海に注ぎ、河川沿いや海岸線に宅地・農地が存在する。海岸地域はリアス式の眺望に優れ、県立公園として指定されている。

産業は、米作のほか、甘夏みかんやデコポンなどの柑橘栽培・畜産・酪農・工芸作物及び花卉類などを生産する農業と、用材林や特用樹林を育成し林産物を生産する林業、それに沿岸漁業を中心とする水産業が基幹である。加えて、石灰岩を原料とする鋳工業や繊維・電子部品などを製造する工業がある。

交通面では町の西部を、第三セクターによる肥薩おれんじ鉄道が町を縦断し、それに国道三号が並行し、町の東部の球磨川沿いにJR肥薩線が走っている。また、平成一七年二月には南九州西回り自動車道の田浦インターチェンジ、平成二一年四月には芦北インターチェンジが供用開始され、熊本方面からのアクセス機能が向上している。

名所旧跡は、万葉歌人長田王が「芦北の野坂の浦ゆ船出して水嶋ゆかむ波立つなゆめ」と詠った県立公園芦北海岸内の「野坂の浦」肥薩国境の守りの要であった国史跡佐敷城跡、旧藩時代の御番所跡がある。そのほか、西南の役の激戦場である水俣・芦北地域の最高峰である大関山（九〇二メートル）、毎年四月に例大祭が行われ奉納相撲が最大の呼び物となっている佐敷諏訪神社などがある。

観光面では、風光明媚なリアス式海岸の景観を生かした御立岬公園や芦北海浜総合公園などがあり、海の貴婦人と形容される「うたせ船」が浮かぶ不知火海での海水浴や釣りなどのレクリエーションが楽しめる。また、湯浦、鶴木山、大野、吉尾、御立岬の温泉群にも恵まれており、ゆったりと過ごし心身共にリフレッシュできる海洋保養基地として広く認知されている。

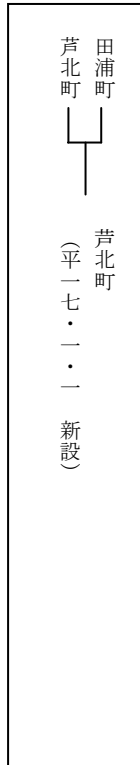
## 二 町名の由来

「芦北」という地名は「日本書紀」や「和名類聚抄」などに記録されるなど、古代には中央に良く知られていた。それは、この地方が隼人族の北限居住地域でもあり、大和勢力との接点でもあったため、古代中央政府の注意を引いたからである。だから景行天皇の行幸伝説や「葦北の国」として国造が派遣されたり、万葉集の歌種になったり、あるいは中世武将の戦場舞台として、数々の歴史を積み重ねたのである。これをふまえて、昭和三〇年に佐敷・大野・吉尾が合併したのを機に、町名が「葦北町」とされ、更に昭和四五年、湯浦町と合併したおり新町名を「葦」から略字の「芦」にかえて芦北町と変更した。

田浦町・芦北町の合併協議においては、町名は公募の後、合併協議会において検討されたが、右記のように由緒ある地名であり、これに決したものである。

## 三 平成の合併検討経緯

### 1 合併関係市町村の状況



#### (一) 葦北郡田浦町

明治三二年四月一日、一市六町の合併により田浦村が新設され、昭和三二年四月、町制を施行して田浦町となった。不知火海に面する丘陵地帯で、面積は約三三平方キロメートルである。

#### (二) 葦北郡芦北町

昭和三〇年一月一日、佐敷町、大野村、吉尾村が合併して葦北町となり、昭和四五年一月一日には、葦北町と湯浦町が合併して芦北町となり、近年に至った。不知火海に臨む海浜の眺望がすぐれた面積約二〇一平方キロメートルの町である。

### 2 検討の経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱において、当地域については、①水俣市、田浦町、芦北町、津奈木町の一市三町、②①から田浦町を除く一市二町（田浦町は八代地域との枠組みとする）の二パターンが示されたが、関係市町における初期の検討は概ね①に沿って進んだ。このうち、田浦町、芦北町の二町が、具体的な協議を進めることでまとまり、任意協議会、法定協議会での協議を重ね、平成一七年一月一日、新「芦北町」が誕生するに至った。（第二編「水俣・芦北地域」参照）

### 3 合併協議会における協定事項等

（※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載）

#### (一) 合併の方式

葦北郡田浦町及び同郡芦北町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。

(二) 合併の期日 合併の期日は、平成一七年一月一日とする。

(三) 新町の名称 新町の名称は、「芦北町」とする。

(四) 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置は、葦北郡芦北町大字芦北二〇一五番地とする。現在の田浦町役場を基幹支所とする。

(五) 財産及び債務の取扱

(1) 公有財産（山林を除く。）については、新町に引き継ぐものとする。

(2) 山林については、すべて新町に引き継ぐものとする。なお、関係町が締結している分収林契約についても、新町に引き継ぐものとする。

(3) 出資による権利については、新町に引き継ぐものとする。

(4) 基金については、合併時の現有額を持ち寄るものとする。

(5) 債権については、新町に引き継ぐものとする。

(6) 債務については、新町に引き継ぐものとする。

(7) 物品については、新町に引き継ぐものとする。

(8) 財務の公表については、芦北町の例による。

(六) 議会の議員の定数及び任期の取扱い  
 新町の議会議員の定数については、地方自治法九一条第二項の規定により、二二人とする。

ただし、二町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第二号の規定を適用し、合併後一年三ヶ月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。

(七) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(一) 新町の農業委員会委員の任期については、新町に一つの農業委員会を置き、二町農業委員会の選挙で選任された委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一七年七月一日まで引続き在任する。

(二) 農業委員会の選挙による委員の定数は二〇人とし、選挙区は設けないものとする。

(三) 農業委員会の委員の報酬については、芦北町の例による。

(八) 地方税の取扱い

(一) 地方税については、二町で差異のない税制については、現行のとおりとする。

(二) 二町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

ア 個人町民税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。減免については、芦北町の例による。

イ 法人町民税の税率については、芦北町の例による。

ウ 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。減免については、芦北町の例に次の項目を追加したものとする。

- ・ その他町長が特に必要と認める固定資産
- エ 軽自動車税の納期については、四月一日から同月三〇日までとする。
- オ 入湯税の課税免除については、芦北町の例に次の項目を追加したものとする。税率については、芦北町の例による。
- ・ 学校教育上の見地から行われる行事の場合に入湯する者
- ・ 町が発行した無料入浴券により入湯する者

(九) 一般職の職員の身分の取扱い  
 (一) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

(二) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(三) 職員の職の設置及び職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、新町において統一する。

(四) 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、新町において給料の格差是正に努めるものとする。

(一〇) 地域審議会の取扱い 地域審議会については、設置しない。

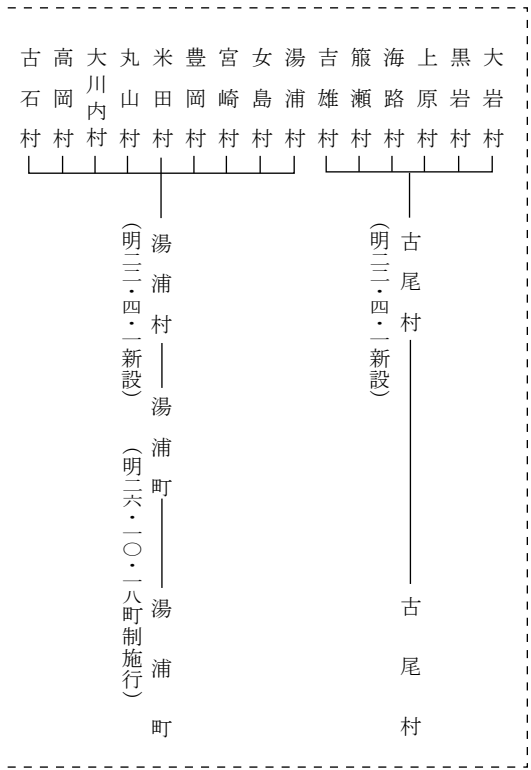
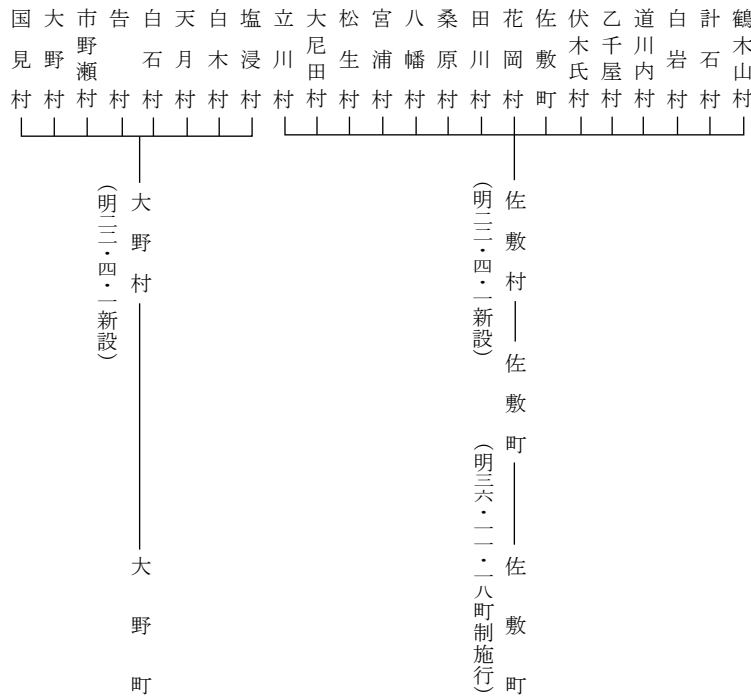
#### 4 合併時の三役及び正副議長

町名	長	助役	収入役	議長	副議長
田浦町	竹浦 裕道	宮本 健一	黒田 嘉明	大丸 清光	寺本 修一
芦北町	竹崎 一成	本村 等	瀧山 安雄	藤井 公明	水口 宣之



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)

市制・町村制前	市制・町村制後終戦まで	終戦時
---------	-------------	-----



(一) 佐敷町

佐敷は、もと挿木、佐色、狭布、佐職などと書かれていたが、延喜時代は佐色と、その後は佐敷郷、佐敷の荘と称し、旧藩時代には佐敷手永に含まれていた。明治七年(一八七四)の大小区制では、第十三大区に属し、立川村は第六小区、田川村は第八小区、その他の各町村は天月、白木、塩浸、白石の各村とともに第七小区となったが、十二年の郡区町村編制法により田川村を除く全町村が同一行政区域に入った。二十二年の町村制施行に際し、同一戸長役場に入っていた佐敷町など一四か町村に田川村を加えて佐敷村が発足し、三六年一月一八日、町制を施行した。

(二) 大野村

江戸初期には、この地域は、大野手永として独立した一手永であったが、寛文四年(一六六四)吉尾村を田浦手永に入れ、同一三年、大野手永を廃して、大尼田、市野瀬、漆川内、告、才木五か村を佐敷手永に、上久野川、大野、桑沢見三か村を湯浦手永に編入した。明治七年(一八七四)第一三大区に属し、

白木、塩浸、天月、白石の四か村は第七小区に、大野、告、市野瀬、国見の四か村は第八小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法の施行の際、この八か村が一行政区域となり、二二年の町村制施行に伴い大野村となった。

### (三) 吉尾村

最初、大野手永に属し、明治維新前は田浦手永に属していた。明治七年（一八七四）後は、第二三大区第六小区に入り、田浦村に戸長詰所が置かれていた。一二年、郡区町村編制法施行により大岩、黒岩、上原、海路、吉尾、簸瀬の六か村が一行政区域とされ、二二年の町村制の施行に伴いこの六か村が合併して吉尾村として発足した。

### (四) 湯浦町

明治三年（一八七〇）湯浦郷を数区に分け、これに里正を置いたが七年の大小区制の改正により第一三大区第八小区に属し、湯浦村に戸長が置かれた。七年から九年にかけて村々の合併が進み、三一村が九村にまとまり一二年の郡区町村編制法の施行により丸山、米田、豊岡、高岡、古石、大川内の六か村と田川、宮崎、湯浦、女島、津奈木、千代、福浜、岩城、小津奈木、初野、大迫の一か村がそれぞれ一行政区域となって戸長役場が置かれたが、一七年に女島、湯浦、豊岡、高岡、宮崎、大川内、丸山、古石、米田に、後に佐敷村に属することとなった田川を加えた一〇か村が一行政区域となった。そして二二年に田川村を除く九か村が合併して湯浦村となり、昭和二年一〇月町制を施行した。

## 2 町村合併促進法制定後の経緯

### (一) 佐敷町・大野村・吉尾村の合併

葦北部の佐敷町など一〇か町村は、住民の生活環境、慣習等の類似性あるいは産業、経済、教育、文化等の関連性から次の三地区に分けることができた。すなわち北部の日奈久町、二見村、百済木村の三か町村地域、中央の田浦村、佐敷町、湯浦町、大野村、吉尾村の五か町村地域、南部の津奈木、久木野両村を水俣市に含めた地域である。昭和二年（一九五三）一月に発表された県の合併試案でも田浦、湯浦、佐敷、大野、吉尾の五か町村合併が示された。

この合併試案により、翌二九年当初から中部五か町村合併の協議が行なわれたが、湯浦町は町内事情により一応合併を見合わせる事になった。残り四か町村

は任意の協議会を開いて、合併に関する研究を進め、資料作成に着手した。

しかし、その後田浦村も、住民が村当局の意思に賛成しないため合併を見合わせる事になったが、残る三か町村では合併に対する反対はほとんどなかった。ただ、大野村においては、当初合併に対して住民が賛否両論に分かれ、現状維持を主張する者のほうが多かったが、啓発の結果全面的に賛成するようになった。三か町村においては、その後も住民に対して部落懇談会等を通じて啓発が続けられた結果、合併はいよいよ具体化したので、一月二日に町村合併協議会を設置し、最終的な審議が行なわれた。協議会は、合併により行財政力が当然増大し、将来必ず住民の福祉の増進と地方自治の伸長発展に大きな成果をあげるものとの確信を得て三か町村合併を決定した。

### (二) 葦北町・湯浦町の合併

葦北町は面積一三七・四四平方キロメートル、人口一五、六五一、昭和三〇年一月一日佐敷町・大野村・吉尾村の三か町村が合併して発足した町である。一方湯浦町の面積は六四・〇八平方キロメートル、人口七、九八〇人で合併によって新町の面積及び人口は共に県内町村としては、最も理想的な行政規模となる。古来、両町は人情風俗を同じくし、地理的にも産業、経済、教育、文化等にも同じ生活基盤の上にたち常一体となって発展してきたのであるが、近年における目覚ましい交通、通信網の発達には両町の時間的距離をますます短縮し、住民の自治意識の高揚と相まって、行政上における有機的結合が強く要請されるに至った。そこで、両町合併によって一体性を確立し、自治行政の合理的運営によって、行政水準の向上をはかり、もって地域住民の福利増進に努めるため、両町協議のうえ合併に至った。

## 3 合併条件および協定事項

### (一) 佐敷町・大野村・吉尾村の合併

- (一) 合併形式 佐敷町、大野村、吉尾村を合体合併する。
  - (二) 合併の時期 昭和三〇年一月一日
  - (三) 新町名 町名は「葦北町」とする。
  - (四) 役場および出張所 役場および出張所
- 1 役場は、現佐敷町役場庁舎を充てる。

- 2 大野出張所、吉尾出張所の二つの出張所を置き、大野出張所は大野村役場庁舎を、吉尾出張所は、吉尾村役場庁舎を充てる。
- 3 出張所において、次の事務を行なう。

- ア 戸籍に関する事務
- イ 住民登録に関する事務
- ウ 配給に関する事務
- エ 町税その他納入に関する事務
- オ 諸証明に関する事務
- カ 勧業に関する事務
- キ 地積に関する事務

- (五) 助役の定数 一人とする。
- (六) 議会の議員
  - 1 議員の定数 地方自治法第九一条により定数二六人とする。
  - 2 議員の選挙区

選挙区名	選挙すべき人員	区	域
第一選挙区	一三人	佐敷町全域	
第二選挙区	七人	大野村全域	
第三選挙区	六人	吉尾村全域	

- (七) 教育委員会の委員
 

促進法第九条の二を適用し、町村合併の際に係町村の教育委員会の選挙による委員が四人を互選し、昭和三〇年二月三一日迄在任するものとする。
- (八) 農業委員会の委員
 

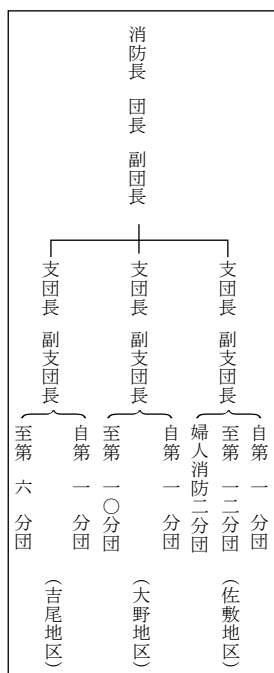
促進法第九条の三を適用し、町村合併の際に係町村の農業委員会の選挙による委員が一五人を互選し、昭和三〇年二月三一日まで在任するものとする。
- (九) 職員の身分取扱
  - 1 三役および教育長を除き、全員を引き継ぐ。
  - 2 職員の勤続年数は、継承するよう措置する。

- 3 合併により退職する一般職員の退職手当は、国家公務員の退職手当の例により、普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとし、昭和二九年二月末日までに退職を申し出た者の退職金は、各町村で支給するものとする。

- ア 昭和二九年二月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二〇〇
- イ 昭和三〇年三月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一八〇
- ウ 昭和三〇年六月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一六〇
- エ 昭和三〇年二月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一三〇
- オ 特別職については、別に考慮するが、原則として各町村において支給する。
- (二〇) 財産および負債
 

佐敷町、大野村、吉尾村の町村有財産および負債は、すべて新町が継承するものとする。ただし、町村有林で別添付表(省略)のとおり分収率のあるものは、新町にそのままの条件で引き継ぐものとする。

- (二一) 消防
  - 1 消防団は、統合のうえ次の編成をする。
    - 団長 一人
    - 副団長 三人(各地区より一人ずつとし支団長を兼務する。)
    - 支団長 副団長兼務 副支団長 三人
    - 分団長 二十八人(各町村の区域の分団をそのままとし、佐敷町宮浦に一分団新設する。)
  - 2 消防の組織





(一) 青年団の統合 将来統合するよう、あつせんする。

(二) 婦人会の統合 将来統合するよう、あつせんする。

(三) 国民健康保険組合の統合

国民健康保険事業については、促進法第一八条の規定により、大野村、吉尾村の区域内に引き続き実施し、漸次全町区域に実施するよう措置するものとする。

(四) 町税（国民健康保険税を含む）は、促進法第一四条の規定に基づき、昭和二九年度に限り関係町村の条例を適用し、その課税率により賦課徴収する。

(五) 新町の大字および小字名は従来のままとする。

## (二) 葦北町・湯浦町の合併

(一) 合併の形式 葦北町、湯浦町を合体合併する。

(二) 合併の時期 昭和四五年一月一日

(三) 新町名 芦北町

(四) 新町役場の位置および機構

1 役場は当分の間葦北町役場に置き、将来新町至便の地に新町庁舎を建設する。

2 助役の定数は一人とする。

3 町長部局に企画課、総務課、税務課、町民課、保健課、農林水産課、商工観光課、建設課を置き各課に課長および必要な職員を配置する。

4 議会、教育委員会にそれぞれ事務局を置き選挙管理委員会、農業委員会、その他の機関および施設に必要な職員を配置する。

(五) 出張所の設置

1 湯浦町役場の位置に湯浦出張所を置き、必要な職員を配置する。

2 大野および吉尾出張所は存置し、所掌事務はそのままとする。

3 出張所の管轄区域は現在の管轄区域とする。

4 湯浦出張所の所掌事務は次のとおりとする。

イ 戸籍に関する事務

ロ 住民基本台帳に関する事務

ハ 主食の配給に関する事務

二 町税その他納入に関する事務

ホ 印鑑に関する事務

ヘ 諸証明に関する事務

ト 埋火葬に関する事務

チ 外国人登録に関する事務

リ 犯罪人名簿に関する事務

ヌ 年金の受付に関する事務

ル その他軽易な事務連絡に関する事務

(六) 議会議員

1 任期

議会議員の任期は市町村の合併の特例に関する法律第四条の規定（議会議員の在任に関する特例）を適用し、引き続き新町の議会の議員として昭和四六年一月三日まで在任するものとする。

2 定数 新町議会議員の定数は、次の一般選挙から二六名とする。

3 議会議員の選挙区 選挙区は設けない。

(七) 農業委員会

1 委員会の数 農業委員会は一つとする。

2 委員の任期

選挙による農業委員の任期は市町村の合併の特例に関する法律第五条の規定（農業委員会の委員の任期等に関する特例）を適用し、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として、昭和四六年七月三十一日まで在任するものとする。

3 委員の定数

新町の選挙による農業委員会の委員の定数は、次の一般選挙から一八名とする。

4 委員の選挙区

選挙区は設けない。

(八) 職員の身分の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第六条の規定に基づき、合併の際一般職の職員は引き続き新町の職員としての身分を保有し、勤務年数もこれを継承





